公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１２０７号
大阪府交野市私部８丁目11番２－409号
債務者　エコ・スターこと　田口　廣司
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　侑士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３１６号
大阪府東大阪市新池島町２丁目21番５号、住民票上の住所大阪府東大阪市布市町１丁目10番８号
債務者　柳田　一人
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　孝二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町11番２号　西平ビル105号
債務者　長山　　熙
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山　一秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第１２９４号
大阪市浪速区久保吉１丁目１番３号　那須アパート　20Ａ号
債務者　新澤　洋一
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　晃之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３２６号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　木の国ハイツ　504
債務者　宮田　雅彦
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３７９号
大阪府茨木市沢良宜西４丁目７番８号　グローバルサイト茨木　302号
債務者　松下　澄江
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　浩章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９７号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘６棟704号
債務者　伊藤　宏政
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　紘矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５号
熊本市中央区新屋敷３丁目１番９号　フローラル新屋敷502
債務者　黒田　英夫
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野方　洋助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８３号
熊本市中央区帯山４丁目48番16―104号、前住所熊本市東区渡鹿９丁目３番３号　吉田アパート12号
債務者　牧野　生喜（旧姓古閑）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４５号
愛知県瀬戸市道泉町１番地の３　ニューコーポ瀬戸606
債務者　山田厚勤驚
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　時規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３８７号
愛知県春日井市木附町1300番地321　パリＶ101号、従前の住所愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地356
債務者　吉兼　寿人
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林川　政雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４４５号
名古屋市天白区保呂町505番地　アイティー保呂202号、従前の住所名古屋市瑞穂区中根町５丁目23番地　ライオンズマンション瑞穂中根町101号
債務者　中川　壽夫
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　正訓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６１号
和歌山市木ノ本910番地13、前住所和歌山市築港２丁目８番地２　築港センタービル206号
債務者　阪本　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
長崎県諫早市栗面町308番地１　ブルーハイツ諫早302号
債務者　仲治　建一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１７７号
名古屋市名東区牧の里３丁目401番地　県営高針住宅２棟413号、従前の住所愛知県日進市浅田町東田面103番地１　峯ハイツ103
債務者　福井　珠代
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部